

I Cカード乗車券取扱規則新旧対照表

改正前	改正後
(身体障害者割引、知的障害者割引および精神障害者割引) 第16条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規則、知的障害者旅客運賃割引規則および精神障害者旅客運賃割引規則により、割引を受けようとする旅客がI Cカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、(中略) 3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を呈示するものとする。 (身体障害者割引運賃、知的障害者割引運賃および精神障害者割引運賃の端数処理) 第16条の2 前条第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。	(障害者割引) 第16条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規則、知的障害者旅客運賃割引規則または精神障害者旅客運賃割引規則により、割引を受けようとする旅客がI Cカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、(中略) 3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳(ただし、写真が表示されているものに限る。)を呈示するものとする。 (障害者割引運賃の端数処理) 第16条の2 前条第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。